

# 協議事項 資料 2

学校現場における  
新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ 岩手県教育委員会においては、新型コロナウイルス感染症の発生及びその感染拡大を可能な限り抑制し、児童生徒の健康、安全の確保を図ること及び教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、以下に掲げる様々な対策や対応に取り組んでいます。
- ・ 教育活動を進めるに当たっては、令和2年度から順次実施される新学習指導要領のポイントである、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育成します。
- ・ 東日本大震災津波で学んだ教訓を踏まえた「いわての復興教育」の考えを生かしながら、新型コロナウイルス感染症というこれまでに経験したことのない状況にも対応した取組を進めています。
- ・ 引き続き、児童生徒・保護者の理解と協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症対策等を実施し、児童生徒の健康、安全が守られるよう取り組んでいきます。

## 学校における取組状況等

○ 1～3の対策や対応は、各学校の実情に応じ、工夫して行われています。

### 1 感染拡大防止対策

#### (1) 基本的事項

- ・ 咳エチケット(マスクの着用等)や手洗いなどの感染症予防対策について、児童生徒への徹底した指導
- ・ 学校における児童生徒の丁寧な健康観察

#### (2) 通学時

- ・ 家庭と連携した体温測定や風邪症状等の確認
- ・ 通勤・通学時の密集等を避けるため、登校時間の繰り下げなどによる分散化
- ・ 特別支援学校における「3つの密」対策を講じた通学用バスの運行
- ・ 更衣室の利用を避けるため、運動着での登校

#### (3) 授業時

- ・ 教室内の座席間隔をあげ、児童生徒同士の距離の確保
- ・ 対面を避けた机の配置
- ・ 式典や全校集会活動を控え、校内放送の活用や時間の短縮
- ・ こまめに教室内の換気を行うことの徹底
- ・ 換気と組み合わせた常時エアコン等による送風
- ・ 密接になるグループ学習活動での話し合いを避ける。
- ・ 実物投影機や大型提示装置を活用し、児童生徒が接近しないように留意
- ・ 近距離での会話や発声等が必要な授業等でマスクの使用が難しい場合の指導計画や指導方法の見直し
- ・ 図画工作の共同製作などグループで表現活動を行うような題材は、実施時期を変更
- ・ 材料、用具を扱った際には、授業終了後に手洗いや消毒を徹底

#### (4) 給食時

- ・ 給食時はグループ形態にせず、一定の机の間隔を保持した状態での食事
- ・ 給食時の会話は控える。
- ・ 特別支援学校における学部ごとに分けた時差給食

#### (5) 休み時間

- ・ 休み時間等における体育館での活動を避ける。
- ・ できる限り校庭での活動を奨励

#### (6) 環境整備

- ・ 共用の教材や教具、情報機器などの消毒の徹底
- ・ ドアノブ・階段の手すりなど多数の児童生徒が触れる場所(箇所)の消毒

#### (7) その他

- ・ ホームページや一斉送信メールを活用する等、児童生徒及び保護者への連絡体制の確立
- ・ 手作りマスクの作製
- ・ 対面式や応援歌練習など各種学校行事の開催の工夫や中止・延期



### 2 部活動における対応

#### (1) 生徒の健康・安全の確保

- ・ 部活動の参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
- ・ 活動は、平日2時間、休日は3時間以内とし、短時間で効率的となるよう工夫
- ・ 多数の生徒が特定の場所に長時間とどまることが無いよう配慮
- ・ 部室の短時間の利用
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調管理を徹底
- ・ 教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握

#### (2) 活動に当たっての留意事項

- ・ 軽度の活動から段階的に実施
- ・ 活動場所のこまめな換気などの感染拡大防止のための措置
- ・ 文化部の活動は、長時間にわたり密室状態にならないよう配慮
- ・ 合宿及び宿泊を伴う遠征の自粛
- ・ 県外遠征及び県外の学校との交流の自粛



### 3 偏見や差別の防止

- ・ 「特別の教科道徳」において、差別や偏見について考えさせる教材を作成し、考えを話し合う時間を全校一斉に設定
- ・ ホームルーム等で感染者、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別の防止について指導
- ・ 日頃からいじめを許さない学校づくり
- ・ 細やかな観察や面談の実施
- ・ いじめの可能性を察知した場合には、被害児童生徒の立場に寄り添い、迅速かつ丁寧に対応
- ・ 加害児童生徒に対しては毅然とした姿勢で臨む。
- ・ インターネットやSNSにおける悪ふざけや、誹謗中傷等を行わないよう、保護者への啓発も含め、繰り返し指導
- ・ スクールカウンセラー等と連携を図りながら、きめ細かな対応や心のケア
- ・ 新型コロナウイルスの感染等による偏見や差別に限らず、すべてのいじめに対して「人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童生徒に徹底
- ・ 児童生徒の発する小さなサインを見逃すことがないように日頃から児童生徒の理解に努める。

### 震災の教訓を生かす

## 「いわての復興教育」を生かした取組

#### 復興教育のねらいとの関連

東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育の中に生かし、その復興・発展を支える人材を育成するため3つの教育的価値【**いきる**・**かかわる**・**そなえる**】を育てること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症について、知識・理解を深める。
- ・ 感染しないための考え方、適切な行動についての判断力、実践力を身に付ける。
- ・ 学校・家庭・地域が互いに知恵や力を出し合い、協力して困難を乗り越えてきたところであり、今後も同様に取り組んでいく。

# 岩手県教育委員会新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 4 月 28 日  
岩手県教育委員会  
新型コロナウイルス感染症対策本部  
(令和 2 年 5 月 14 日改定)

日本国内を含め世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が見られる状況から、国は令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、本県においても、同宣言の趣旨も踏まえ、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「県対策本部」という。)は、令和 2 年 4 月 10 日に「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「県方針」という。)」を策定した。

岩手県教育委員会(以下「県教委」という。)では、中国をはじめ、諸外国において感染が広がりを見せ始めていた令和 2 年 1 月後半から、適宜、関係機関への通知を行い適切に対処してきたところであるが、今般、県方針が策定されたことや、国内で感染が拡大している状況も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の発生及びその感染拡大を可能な限り抑制し、児童生徒の健康、安全の確保を図ること及び教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、これまで発出した関係通知を体系的に整理した上で、対策を定めるものである。

## 1 基本的考え方

新型コロナウイルス感染症対策に県教委が迅速かつ適切な対応を行うため、本対策の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策においては、県が一体となって対応を取る必要があることから、県対策本部策定の県方針を基本とする
- (2) 国の基本的対処方針や文部科学省の通知等との整合性を図る
- (3) 本対策は、県内及び国内の感染状況や国の動向等を踏まえ、適宜見直しを行う

## 2 実施体制

県教委においては、令和 2 年 1 月 31 日に本庁各室課が参集して打合せを行い、初動における情報共有体制を構築した。

その後、令和 2 年 2 月 18 日に知事を本部長とする県対策本部が設置されたことを受け、県教委では、令和 2 年 2 月 26 日に教育長を本部長とする「岩手県教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「(教)対策本部」という。)」を設置し、教育関係団体や関係機関、県民の協力を得ながら、各種対策を行っている。

(教)対策本部では、(教)対策本部員会議を随時開催し、県対策本部における会議等により全庁で共有した情報等について、状況把握と情報共有、各段階に応じた対策を協議、実施しているほか、主に以下の対応窓口を設置し、適切な情報提供を行っている。

- (1) 総合的な情報の収集及び提供 ⇒ 教育企画室
- (2) 学校運営、学校教育活動等の相談 ⇒ 学校調整課及び学校教育課
- (3) 児童生徒が感染した場合の対応 ⇒ 保健体育課
- (4) 教職員が感染した場合の対応 ⇒ 教職員課
- (5) 県立社会教育施設の管理、運営等 ⇒ 生涯学習文化財課

### 3 令和2年3月に実施した臨時休業措置の考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクを考慮し、国からの強い要請もあり、原則として、3月2日から春季休業に入るまでの間、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じた上で、基本的に一斉休業とした。

なお、国からの通知を受け、県立学校や市町村教育委員会に対しては、地域や学校の実情を踏まえ、可能な限り弾力的かつ柔軟に対応できることを通知した。

#### 【関連通知】

〔国〕 令和2年2月28日付け元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」

〔県〕 令和2年2月28日付け教学号外「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」

(略)

#### 2 休校の措置等について

(1) 原則として、3月2日から春季休業に入るまでの間、一斉休校とする。なお、3月2日から5日までの間に、私物の持ち帰りや学力検査の会場準備等のため、必要に応じ、登校日を1日程度、設けて構わないこと

(2) 終業式・離任式、新任式・始業式、入学式の対応については、後日改めて通知する。

#### 3 休校中及び春季休業中の対応について

(1) 進路指導等で、個別に生徒を登校させることは学校判断で可とする。

(2) 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じた上で、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

(3) 部活動については、禁止とする。

(4) 生徒を登校させる際には、可能な限り感染防止のための措置を講じ、必要最低限の時間で行うこと。

(5) ホームページや一斉配信メールを活用する等、生徒及び保護者への連絡体制を確立すること。

#### 4 卒業式の対応について

令和2年2月26日付け教学号外「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」により、適切に対応すること。

#### 5 学力検査について

令和2年2月18日付け教学第1015号「令和2年度岩手県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」により、適切に対応すること。

## 4 学校教育

### (1) 臨時休業

#### ① 臨時休業措置の基本的な考え方

児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、情報共有に努めながら、県内で感染者が確認された場合は、国のガイドラインを踏まえ、生徒の生活圏を踏まえた県立学校の部分的な臨時休業措置を講じる。

なお、休業期間中は、ホームページや一斉配信メール等により、児童生徒等及び保護者への連絡体制を確立するとともに、児童生徒等及び教職員の保健管理等を引き続き行い、発熱等の症状がみられる場合や濃厚接触者となった場合等についての情報収集を図る。

#### 【関連通知】

〔国〕 令和2年4月17日付け2文科初第137号「「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について」

〔県〕 令和2年4月23日付け教学第145号・教保第52号「臨時休業措置の基本的な考え方等について」

## 1 臨時休業措置の基本的な考え方について

### (1) 感染者が県立学校の児童生徒等又は教職員の場合

- (ア) 感染した児童生徒等の出席停止又は教職員の就業禁止
- (イ) 感染者が確認された学校を2週間程度の臨時休業
- (ウ) 当該学校が所在する市町村の他の県立学校についても、2週間程度の臨時休業
- (エ) 当該学校が所在する市町村を所管する保健所長及び管内市町村教育委員会と協議、管内又は生活圏(通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲等)にある学校の臨時休業の可否を判断

### (2) 感染者が県立学校の児童生徒等又は教職員以外の場合

- (ア) 感染者が確認された市町村を管轄する保健所長及び当該市町村教育委員会と協議、当該市町村に所在する県立学校の臨時休業の可否を判断
- (イ) 当該市町村を所管する保健所長及び管内市町村教育委員会と協議、管内又は生活圏にある学校の臨時休業の可否を判断

## 2 休業期間中の留意事項について

(略)

- (2) ホームページや一斉配信メールを活用する等、児童生徒等及び保護者への連絡体制を確立すること。また、児童生徒等及び教職員の保健管理等を引き続き行い、発熱等の症状がみられる場合や濃厚接触者となった場合等についての情報収集を図ること。

(略)

- (5) 自校での感染者が確認されていない場合には、児童生徒等の学びの保障や心のケア等のため、分散登校等の感染防止の措置を講じた上で、登校日を設定することも考えられること。

## ② 臨時休業に係る学校運営上の工夫

社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていく。

### 【関連通知】

〔国〕令和2年5月1日付け2文科初第222号「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」

〔県〕令和2年5月1日付け教学号外「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」

(略)

本通知では、感染リスクを低減させながら学校の教育活動を行うことに資するよう、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定など、学校運営上の工夫の在り方を示していますが、「地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である」とされ、現時点において感染状況が確認されていない本県の県立学校における教育活動の再開については、令和2年4月23日付け、教学第146号・教保第53号「大型連休期間における県立学校の一斉臨時休業等について」によることとします。

(以下、略)

## ③ 休業期間中の学習指導

家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じた上で、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導し、家庭学習のための教材等を作成する場合には、児童生徒等の自学自習を促す等の観点から、教科書との関連付けを行うなどの工夫を行う。併せて、日々の教育活動において、自学自習に向けた指導を行う。

また、学校再開後においては、可能な限り、当該年度の教育課程内での補充指導や、教育課程外の補習、適切な家庭学習等、柔軟に対応（時間割編成の工夫、行事の精選等）する。

**【関連通知】**

〔国〕令和2年4月10日付け2文科初第87号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導について」

〔県〕令和2年4月23日付け教学第145号・教保第52号「臨時休業措置の基本的な考え方等について」

(略)

2 休業期間中の留意事項について

- (1) 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じた上で、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。家庭学習のための教材等を作成する場合には、児童生徒等の自学自習を促す等の観点から、教科書との関連付けを行うなどの工夫を行うこと。併せて、日々の教育活動において、自学自習に向けた指導を行うこと。

なお、児童生徒等の発達段階や実態等を踏まえ、プリント教材等に加え、動画やオンラインシステムを通じた指導も考えられること。

(以下、略)

- ・令和2年4月13日付け教学号外「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導について」

国の通知と同趣旨

**④ 休業期間中の部活動等**

部活動については禁止とするが、検温等の健康管理や感染防止のための取組を行った上で、児童生徒等が散歩やジョギングなどの適度な運動をとることは構わない。

**【関連通知】**

〔県〕令和2年4月23日付け教学第145号・教保第52号「臨時休業措置の基本的な考え方等について」

(略)

2 休業期間中の留意事項について

- (3) 部活動については、禁止とする。ただし、検温等の健康管理や密閉・密集・密接の「3つの密」を避けるなどの感染防止のための取組を行った上で、児童生徒等が散歩やジョギングなどの適度な運動をとることは構わない。

(以下、略)

**⑤ 休業期間中の子どもの居場所確保**

臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮するなど慎重に判断する必要があるものの、保護者が労働等により昼間家庭にいない場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合に備え、子どもの居場所確保に向けた体制を確保する観点から、放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わったり、学校において教室等を活用して子どもを預かたりするなどの人的・物的体制の確保について、学校や保護者等の実情を踏まえ、市町村保健福祉担当部署とも連携して柔軟に対応する。

**【関連通知】**

〔国〕令和2年3月2日付け元文科初第1598号・子発0302第1号・障発0302第6号「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」

〔県〕・令和2年4月23日付け教学第145号・教保第52号「臨時休業措置の基本的な考え方等について」

(略)

## 2 休業期間中の留意事項について

(4) 特別支援学校においては、令和2年3月2日付け「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」に基づきながら、保護者や放課後等デイサービス事業所と連絡・調整を行うこと。併せて、以下の点について確認及び検討を行い、教職員の指導体制等を考慮した上で、感染防止対策を講じながら、児童生徒等の居場所の確保に係る対応を可能とするものであること。

- 給食提供について
- 通学バスの運行について
- 寄宿舎の利用について
- その他、学校での預かり対応実施に当たり必要な事項について

なお、臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考え、慎重に判断すること。

(以下、略)

- ・令和2年3月5日付け教学号外「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」  
国の通知と同趣旨

## ⑥ 大型連休期間における一斉臨時休業

国のガイドラインでは、地域や児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断することとされており、現時点において感染者が確認されていない本県としても、児童生徒等の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめ、大型連休期間中における人の移動を最小限にすることによる地域全体での感染防止を図ることが重要であることから、令和2年4月29日から5月6日の期間について、一斉臨時休業の措置を講じることとした。

### 【関連通知】

〔国〕令和2年4月17日付け2文科初第137号「〔Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン〕の変更について」

〔県〕令和2年4月23日付け教学第146号・教保第53号「大型連休期間における県立学校の一斉臨時休業等について」

#### 1 大型連休期間中における一斉臨時休業の措置等について

令和2年4月29日（水）から令和2年5月6日（水）の期間を休業とすること。

(略)

#### 3 学校における教育活動の再開について

(1) 原則として、令和2年5月7日（木）以降については、学校における教育活動を再開することとする。

その際、令和2年3月25日付け教育長通知「令和2年度における教育活動の再開等について」の留意事項を踏まえ、家庭と連携した検温等の健康観察や密閉・密集・密接の「3つの密」を避ける等の感染症対策の徹底などの保健管理及び児童生徒等の心のサポート等に引き続き取り組むこと。

なお、通学勤時における公共交通機関の使用時や登下校時の密集等を避ける観点から、時差登校・下校の実施（例えば、始業時間を地域の通勤時間帯と異なる時間帯に設定することや、始業・終業の時間を学年ごとに時差を付けて設定すること）により感染リスクを軽減することも考えられること。

(2) 部活動については、令和2年3月25日付け教育長通知「令和2年度における教育活動の再開等について」の別紙3「部活動について」の留意事項を踏まえ、活動内容を十分に考慮すること。

なお、上記（1）における時差登校を行う場合には、その趣旨を踏まえ、放課後の部活動について活動の縮減等を行うこと。

## ⑦ 一斉臨時休業（大型連休を含む）に伴う児童生徒の指導

県内一斉の臨時休業に伴い、児童生徒が健全かつ落ち着いた生活を送ることができるよう、指導の徹底を図る。

### 【関連通知】

〔県〕令和2年4月23日付け教調第77号「一斉臨時休業（大型連休を含む）に伴う児童生徒の指導について」

#### 1 指導内容について

- (1) 不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすこと。
- (2) 自宅で過ごすことが多くなることから、インターネットやスマートフォンによるSNS等の長時間の使用は控えること。また、これらの使用においては、被害に巻き込まれるだけでなく、軽はずみな気持ちでやったことが加害やトラブルになることがあることを伝えること。
- (3) 不安や悩みを抱えたり、解決が困難な事態になったりした場合等には、「誰かに相談することが大切」ということを伝えること。また、その一つの方法として、学校以外に電話を利用した相談をすることが可能であることも伝え、その窓口を紹介すること。

#### 2 その他

- (1) 休業中は児童生徒と確実に連絡が取れるよう、連絡系統を確認し、指導体制を確立すること。
- (2) 相談機関において緊急な対応を要する事案を認知した場合、当該校へ速やかな対応を依頼する場合があること。

(以下、略)

## (2) 学校再開

### ① 学校を再開する場合の考え方

#### ア 児童生徒又は教職員の感染が判明しているが、地域内の感染拡大は限定的な場合

県保健福祉部と「学校内における活動の態様」、「接触者の多寡」、「地域における感染拡大の状況」、「感染経路の明否」等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校の再開について十分相談するとともに、学校医等と連携しながら、地域や学校の実情を十分に考慮しながら慎重に検討し、適切に対応する。

#### イ 児童生徒又は教職員のみならず地域内で感染が蔓延している場合

感染拡大を抑える観点から、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離の会話や発声）が生じる場」を避けるための取組を徹底し、専門家会議の提言や県対策本部の対応も踏まえつつ、地域の感染状況のみならず、子供や教職員の生活圏での蔓延の状況も考慮した上で学校の運営のあり方について慎重に検討し、適切に対応する。

### 【関連通知】

〔国〕・令和2年4月23日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（4月23日時点）」

・令和2年3月24日付け元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」

〔県〕令和2年3月25日付け教学第1213号・教保第489号「令和2年度における教育活動の再開等について」

#### 1 感染症対策の徹底など保健管理等について

##### (1) 基本的な感染症対策の実施

ア 家庭と連携した検温や風邪症状の確認等を行い、発熱等の症状がみられる児童生徒等及び教職員につい



ては、自宅で休養させること。

イ 児童生徒等及び教職員には、日常の手洗いや咳エチケットを徹底させるとともに、児童生徒等が多く手を触れる場所の清掃等を徹底すること。

(2) 集団感染のリスクへの対応

ア 教室等のこまめな換気を徹底すること。

イ 近距離での会話や発声等の際、マスクを着用するなど、飛沫が飛ばないようにすること。

2 児童生徒等の心のサポートについて

新学期は、児童生徒等にとって学習や生活のリズムを整える重要な時期であることから、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等を通じて、臨時休業の影響等も含め、児童生徒等を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、適切な配慮を行うこと。

3 高等学校における年度始め諸行事の対応について

上記1に示した対策を講じつつ、別紙1に基づき対応すること。

4 特別支援学校における年度始め諸行事等の対応について

上記1に示した対策を講じつつ、別紙2に基づき対応すること。

5 部活動について

上記1に示した対策を講じつつ、別紙3に基づき対応すること。

※ 感染症対策の徹底など、上記1から5に関する対応に当たっては、事務次官通知別添1「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」の内容を十分に踏まえること。

## ② 学校再開後の部活動等

多数の生徒が特定の場所に長時間留まることが無いよう配慮するほか、参加する生徒の体調管理を徹底させる等、生徒の健康・安全の確保のために実施内容や方法を工夫しながら実施する。

### 【関連通知】

〔国〕 令和2年3月24日付け元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」

〔県〕 令和2年3月25日付け教学第1213号・教保第489号「令和2年度における教育活動の再開等について」

内容は上記①に同じ

## ③ 学校行事

### ア 卒業式

式の簡素化や参加者（卒業生、教職員、保護者等）に対しては、風邪のような症状がある者の参加自粛を要請するほか、手洗いや咳エチケット等を推奨する等、感染拡大防止に十分配慮し、学校の事情に応じて適切に判断する。

### 【関連通知】

〔国〕 令和2年2月25日付け事務連絡「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」

〔県〕 令和2年2月26日付け教学号外「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」

(略)

2 卒業式の対応

(1) 原則として、在校生を出席させないものとする。ただし、送辞等を行う在校生の出席については、学校判断とする。

(2) 参加者（卒業生、教職員、保護者等）に対しては、風邪のような症状がある者の参加自粛を要請するほか、手洗いや咳エチケット等を推奨する等、感染拡大防止に努めること。

(3) 次については、通知の趣旨を理解の上、学校の事情に応じて、適切に判断すること。

ア 予行の中止

イ 式の内容の簡素化

(4) 上記（１）～（３）の対応については、報道機関等に公表するものであること。

(以下、略)

## イ 入学式

上記卒業式の対応に準じるものとし、感染拡大防止に十分配慮した上で、実施する。

### 【関連通知】

〔国〕令和２年３月２４日付け元文科初第１７８０号「令和２年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」

〔県〕令和２年３月２５日付け教学第１２１３号・教保第４８９号「令和２年度における教育活動の再開等について」

内容は上記①に同じ

## ウ 修学旅行、海外研修旅行等

修学旅行や海外研修旅行を計画している場合には、現在の状況及び今後の情報に注意するとともに、実施について十分に検討する。

### 【関連通知】

〔国〕令和２年３月６日付け事務連絡「海外への修学旅行及び研修旅行について」

〔県〕令和２年３月１０日付け教学号外「海外への修学旅行及び研修旅行について」

国の通知と同趣旨

## エ 会議、研修会等

内容を伝達する形式の会議は開催を中止し、研修者の感染リスク軽減のため、研修会の中止、延期及び規模の縮小も検討する。

### 【関連通知】

〔県〕・令和２年４月１０日付け学校調整課「令和２年度における教員研修の実施について

#### 【改訂版】

#### 1 基本的な考え方

(1) 研修者の感染リスク軽減のために必要な対策を講じたうえで実施する。なお、初任者研修に付随する宿泊は義務づけないこととする。

(2) 対策については、実施機関及び各地域の実態を踏まえたものとする。

(3) 緊急事態宣言が実施されている間は、緊急事態宣言の対象地域に居住または勤務する者を研修講師としないこととする。

(略)

#### 3 その他

(1) 研修講師の変更、研修者数、研修内容、研修形態等を再度検討し、研修の中止、延期及び規模の縮小を可とする。なお、基本研修については、極力実施する方向で検討する。

(2) 県内児童生徒及び教職員の感染等、状況に大きな変化があった場合は別途対応を考えるものとする。

・令和２年３月３１日付け学校調整課「自宅待機の初任者に係る初任者研修（教育事務所研修一般研修①）の対応について」

#### 1 対応

１都３県（東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県）から来県した初任者が２週間の自宅待機となることから、４月第１週に開催される初任者研修（教育事務所研修一般研修①）について、講義資料に対するレポート提出

により修了を認める代替措置を可とする。

(以下、略)

#### ④ 感染拡大防止対策

感染拡大防止のため、登校後の検温等を含めた丁寧な健康観察、こまめな教室の換気、座席の間隔を可能な限り広くとるなどの対策を取るほか、用具や物品の共用をできるだけ避け、手洗い・咳エチケットを徹底する。

加えて、密閉、密集、密接の「3つの密」を避けるため、活動場所を特別教室等の広い空間としたり、活動場所の分散や時差による活動等の工夫を行う。

##### 【関連通知】

〔国〕令和2年4月23日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（4月23日時点）」

・令和2年3月24日付け元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」

〔県〕令和2年3月25日付け教学第1213号・教保第489号「令和2年度における教育活動の再開等について」

内容は上記①に同じ

#### (3) 出席停止等の扱い

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合、児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、登校すべきでない判断された場合等には、指導要録上の「出席停止・忌引等の日数」として記録し、「欠席日数」としては記録しない。

加えて、学校で講じる感染症対策について十分説明を受けた上でも、感染の可能性が高まっていると保護者が考える場合には、学校長の判断により、欠席扱いとはしないことも可能とする。

##### 【関連通知】

〔国〕令和2年4月10日付け2文科初第87号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導について」

〔県〕令和2年4月16日付け教学第101号「感染症対策のより一層の徹底と児童生徒等の出席停止等の取扱いについて」

(略)

令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症については、現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合、児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、登校すべきでない判断された場合等には、指導要録上の「出席停止・忌引等の日数」として記録し、「欠席日数」としては記録しないこととします。

加えて、学校で講じる感染症対策について十分説明を受けた上でも、感染の可能性が高まっていると保護者が考える場合には、学校長の判断により、欠席扱いとはしないことも可能です。

(以下、略)

#### (4) 偏見や差別の防止

新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別につながる行為を防ぐために、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。また、いじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口を周知する。

##### 【関連通知】

〔国〕 令和2年4月16日付け2初健食第3号「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について」

〔県〕 令和2年4月17日付け教調第64号「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について」

(略)

##### 2 主な相談窓口

- ・「24時間子供SOSダイヤル」(いじめ相談電話)

0120-0-78310 (フリーダイヤル)

019-623-7830 (岩手県教育委員会 通話有料)

- ・「チャイルドライン」 0120-99-7777

### 5 教育活動における感染拡大防止対策

#### (1) 基本的対応(再掲)

感染拡大防止のため、登校後の検温等を含めた丁寧な健康観察、こまめな教室の換気、座席の間隔を可能な限り広くとるなどの対策を取るほか、用具や物品の共用をできるだけ避け、手洗い・咳エチケットを徹底する。

加えて、密閉、密集、密接の「3つの密」を避けるため、活動場所を特別教室等の広い空間としたり、活動場所の分散や時差による活動等の工夫を行う。

##### 【関連通知】

上記4(2)④に同じ

#### (2) 児童生徒等又は教職員に感染の疑いが生じた場合の対応

速やかに学校等から報告を受け、県保健福祉部、市町村等と緊密に情報共有を行い対応する。

##### 【関連通知】

〔県〕 令和2年4月3日付け教職第36号・教保第6号「児童生徒等及び教職員に新型コロナウイルス感染症の疑い等が発生した場合の報告について」

##### 1 新型コロナウイルス感染症の疑い等の例

- (1) 発熱や倦怠感、せきなどの風邪のような症状がある
- (2) 無味・無臭の症状がある
- (3) 濃厚接触者に特定された場合
- (4) 感染の恐れとは、児童生徒等及び教職員の同居者に感染が疑われる症状がある場合(上記(1)～(3)のとおり)

##### 2 報告方法

次のとおり、当日の正午までにメールにより報告すること。

(以下、略)

### (3) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の対応

上記4(1)①のとおり、国のガイドラインを踏まえ、生徒の生活圏を踏まえた県立学校の部分的な臨時休業措置を講じる。

#### 【関連通知】

〔国〕令和2年4月17日付け2文科初第137号『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更について

〔県〕令和2年4月23日付け教学第145号・教保第52号「臨時休業措置の基本的な考え方等について」

内容は上記4(1)①に同じ

### (4) 他地域からの転入生等への対応

学校が本人に咳、発熱等の症状がないことや家族に感染者との濃厚接触者がいないことを確認できない場合には、対象地域に最後に滞在した日から起算して2週間は登校を自粛させる。

#### 【関連通知】

〔県〕令和2年4月1日付け教学号外「新型コロナウイルス感染症に係る県外から入学等の児童生徒について」

#### 1 登校について

全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等は、この3月に一斉休業となり、自宅で過ごし、新型コロナウイルス感染症に感染するリスクが低いと考えられるが、学校が本人に咳・発熱等の症状がないことや家族に感染者との濃厚接触者がいないことなどを確認した上で登校させることはかまわないものとする。

ただし、上記内容を確認できない場合には、対象都県に最後に滞在した日から起算して2週間は登校を自粛させること。

#### 2 その他

日常の手洗いや咳エチケット等の徹底による感染症拡大防止や児童生徒等の心のサポートについて、令和2年3月25日付け教育長通知「令和2年度における教育活動の再開等について」に従い、適切に対応すること。

### (5) 教育実習

感染リスクに予め備える観点から、令和2年度に行われる教育実習について、県外から来県する実習生は、来県後2週間は自宅で待機することや実習の実施時期を秋以降とすることも考えられること等のガイドラインを作成し、これを踏まえて実施する。

#### 【関連通知】

〔国〕令和2年4月3日付け2教教人第1号「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」

〔県〕令和2年4月28日付け教学号外「令和2年度における教育実習の実施に関するガイドラインについて」

1 夏季休業期間前に教育実習を実施する場合には、県外から来県する実習生について、来県後2週間は自宅で待機することとし、自宅待機期間は慎重な行動を求めること。

2 実習期間中は、全ての実習生について、検温や風邪症状の確認等を行い、発熱等の症状が見られる場合には、実習を中止すること。

3 現在、多くの大学が休業中で、実習生が大学での事前指導を十分に受けていない場合があることを想定し、実習生に対して、事前に実習に関する連絡を十分に行うこと。

4 感染防止の観点から、実習の実施時期を秋以降とすることも考えられること。

## 6 教職員に係る対応

### (1) 教職員の感染防止対策

#### ① 感染防止行動の徹底

全ての教職員に対し、咳エチケットや手洗いの励行、集団感染を発生させないための留意点など、一人ひとりが予防対策を履行することを徹底することについて、注意喚起を行うとともに、出勤前に必ず検温を行いその結果を記録し、37.5℃以上の時は特別休暇の取得を指示する。

#### 【関連通知】

〔国〕令和2年4月6日付け2初初企第1号「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」

〔県〕令和2年4月15日付け教職第94号「教職員に新型コロナウイルス感染症の疑い等が発生した場合の対応について」（令和2年4月24日付け教職第131号改正後）

(略)

#### 4 感染拡大防止策についての周知

所属長は、職員に対し、次の事項について周知するとともに、別紙3「新型コロナウイルス感染症対策」を掲示するなどして職員全員で感染拡大防止に努めること。

##### (1) 職場内での感染防止行動の徹底

##### ア 職員の勤務可否の判断

職員は出勤前に必ず検温し、その結果を別紙4「体調管理票」に記録すること。なお、所属長は、検温の結果が37.5℃以上の時は、特別休暇を取得するよう指示すること。

(以下、略)

#### ② 不要不急の出張等の自粛

公務内外を問わず県外への出張・旅行は原則行わないこと、多数の人が集まる場所などへの不要不急の出張を避けることについて注意喚起を行うとともに、県外に出張等をせざるを得ない場合の対応を指示する。

#### 【関連通知】

〔県〕令和2年4月24日付け教職第132号「感染拡大防止に向けた出張等の当面の対応について」

#### 1 出張の対応

(1) 他都道府県への出張は、原則として行わないこと。

(2) 県内の出張であっても、多数の人が集まる場所等への不要不急の出張を避けること。

(3) やむを得ず出張を命ずる場合には、詳細な旅行行程を記録させるとともに、密集・密閉・密接のいわゆる3密を避け、手洗い・咳エチケットなど一般感染対策の徹底を図ること。

#### 2 公務外の対応

公務外であっても、他都道府県への旅行等は自粛すること。

#### 3 県外への出張等をした場合の対応

(1) 公務内外を問わず、他都道府県を訪れざるを得ない場合は、帰県後、体調管理や経過観察等を行うこととし、特に、特定警戒都道府県を訪れざるを得ない場合は、帰県後2週間の自宅待機の措置を講じること。

(以下、略)

#### ③ 時差通勤の拡充

通勤時における感染リスクを軽減するため、時差通勤の対象職員の範囲の拡大等を行う。

#### 【関連通知】

〔県〕令和2年3月6日付け教職第886号「子育て等の個人事情に基づく時差通勤の対象職員の拡大等について」（令和2年4月17日付け教職第101号改正後）

##### 1 時差通勤の実施について

###### (1) 対象職員の範囲の拡大等について

「子育て等の個人事情に基づく時差通勤の実施について」の通知（平成29年3月28日付け教職第1109号）による時差通勤について、「子育て等の個人事情に基づく時差通勤実施要領」（以下「実施要領」という。）第2第2項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、全職員（2に規定する職員を除く。）を時差通勤の対象とすること。

（以下、略）

#### ④ 集合研修等の見直し

教職員を対象とした集合研修の実施については、当分の間、その実施の必要性を厳に精査し、実施する場合は、次の措置を行う。

ア 研修受講者の感染リスク軽減のために必要な対策を講じる。

イ 対策については、研修実施機関及び各地域の実態を踏まえたものとする。

ウ 教職員が特定の場所に密集することとなるような会食や宿泊を義務付けない。

エ 緊急事態宣言が実施されている間は、特定警戒都道府県に居住又は勤務をする者を研修講師としない。

また、多数の県民・教職員を対象とした、県教育委員会が主催する文化・スポーツイベント、講演会・セミナー等の開催について、当分の間、延期し、又は開催方法を変更するなど見直しを行う。

#### (2) 教職員に感染の疑い例が発生した場合の対応

各所属の教職員に感染の疑いや恐れが発生し休暇を取得した場合や教職員がPCR検査を受ける予定となった場合以降は、速やかに報告する。

#### 【関連通知】

〔県〕令和2年4月21日付け教職号外「教職員に新型コロナウイルス感染症の疑い例が発生した場合の報告について」

##### 1 教職員に新型コロナウイルス感染症の疑いにより休暇を取得した場合

休暇を取得した日の正午までに、様式2-1「新型コロナウイルス感染症の疑い等がある教職員に関する報告書」に記載のうえ、教職員課厚生福利担当あて報告

##### 2 教職員が新型コロナウイルス感染症の疑いによりPCR検査を受ける予定となった場合

(1) 検査を受ける予定がわかったらただちに、電話により第一報の連絡

(2) 検査結果が判明する日の10時までに、様式2-2「PCR検査受検報告書」の「基本情報」及び「1 PCR検査受検状況」から「3 濃厚接触が疑われる者」に記載のうえ報告（その時点までに把握できた内容を報告してください）

##### 3 検査結果が判明した場合

検査結果判明後速やかに、「4 検査の結果」を追記のうえ報告（陰性だった場合はここまで）

（以下、略）

#### (3) 教職員が感染した場合の対応

##### ① 濃厚接触者調査等への対応

教職員が感染した所属においては、発症職員以外の職員及びその家族の健康状況を確認

認するほか、保健所の指導及び指示に従い執務室等の消毒及び清掃を行い、感染拡大防止に努める。

#### 【関連通知】

〔県〕令和2年4月15日教職第94号「教職員に新型コロナウイルス感染症の疑い等が発生した場合の対応について」（令和2年4月24日付け教職第131号改正後）

(略)

#### 3 新型コロナウイルス感染症の検査陽性が確定した場合

##### (1) 濃厚接触者調査

所属長は、各所属を所管する保健所の指導、助言に従い、濃厚接触者調査の実施等に協力すること。

##### (2) 執務室等の消毒及び清掃

発症した教職員が勤務する執務室等の消毒及び清掃は、各公所を所管する保健所の指導及び指示に従い、適切に対応すること。

##### (3) 所属職員への周知及び情報共有、職員・家族の病状確認と健康観察

ア 所属職員へは、発症職員についての情報を正確に伝え、健康観察等への協力を求めるとともに、感染拡大防止に関する情報の共有等を図ること。

イ 別紙2「健康観察チェック表（所属用）」などの活用により、発症職員以外の職員及びその家族（休暇中の職員及びその家族も含む）の健康状況について確認すること。

(以下、略)

## ② 濃厚接触教職員に対する自宅待機の指示

教職員がPCR検査を受け陽性が確定した場合、保健所の指導に基づき、所属内の濃厚接触者に対して自宅待機を命ずるなど必要な対応を行う。

#### 【関連通知】

〔県〕令和2年4月21日教職第117号「教職員がPCR検査を受け陽性が確定した場合の教職員の対応等について」

#### 1 勤務時間中に検査陽性が確定した場合

所属長は、所属職員に職場で待機するよう指示し、その後は保健所の指示に従うとともに、保健所が発症職員の濃厚接触者として特定した教職員（以下「濃厚接触教職員」という。）に対しては、特別休暇の取得による自宅待機を命じるなど必要な対応を行うこと。

#### 2 勤務時間外に検査陽性が確定した場合

所属長は、非常連絡系統図等を活用して、濃厚接触教職員及び発症職員の同一所属の教職員等で濃厚接触者に該当する可能性が高い教職員（以下「濃厚接触教職員等」という。）に特別休暇の取得による自宅待機を命じるなど必要な対応を行うこと。

#### 3 その他

(1) 上記1及び2の場合において、他所属との調整や保健所の調査への協力等のため、やむを得ないと認められる場合は、保健所の指導の下、発熱や風邪症状のない教職員を、感染拡大防止に配慮したうえで最小限の人数を勤務させることができるものとする。

(2) 児童生徒がPCR検査を受け陽性が確定した場合においても、教職員の対応については、保健所の指導のもと、上記1及び2と同様の対応となること。

(以下、略)

## (4) 業務継続体制の構築

職場内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等を図るため、政府の緊急事態措置の状況等を踏まえながら、2班体制等での交代勤務及び在宅勤務を実施する。



#### 【関連通知】

〔国〕令和2年4月6日付け2初初企第1号「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」

〔県〕・令和2年4月24日付け教職第126号「新型コロナウイルス感染症対策に係る在宅勤務実施要領について」

・令和2年4月24日付け教職第129号「大型連休期間における新型コロナウイルス感染症対策に係る交代勤務について」

・令和2年5月7日付け教職第157号「新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の交代勤務について」

(略)

2 実施期間（令和2年5月7日付け教職第157号で、期間延長を通知）

令和2年4月29日(水)から令和2年5月15日(金)までとする。

令和2年5月15日(金)以降の対応については、別途通知する。

3 交代勤務の体制

対象職員のうち出勤者を5割程度削減するため、各所属の長は、対象職員を2班以上に分けて編成する。ただし、特定の時期に特定の業務を処理する必要がある場合は、各所属の長の判断で、特定の職員を班体制によらず出勤させることができる。この場合においても、特定職員以外の職員を在宅勤務に振り替えるなどし、所属における出勤者の5割程度の削減を維持することとする。

なお、今後の状況によっては、3班体制（出勤者を7割程度削減）への移行も検討することとし、移行する場合は別途通知する。

## 7 市町村教育委員会との情報共有

感染拡大防止対策などについての文部科学省等からの通知について、県内の市町村教育委員会に対して適切に情報を共有する。

また、県内の児童生徒等又は教職員の感染が判明又は感染の疑いが生じた場合には、速やかに当該市町村教育委員会と緊密に情報共有を行い対応する。

## 8 社会教育施設の臨時休業等

各施設の状況により、臨時休業等の時期やイベントの中止等について検討する。

#### 【関連通知】

〔国〕令和2年3月21日付け事務連絡「社会教育施設において行われるイベント・講座等の開催に関する考え方について（令和2年3月21日時点）」

〔県〕・令和2年4月23日付け教生号外「県立社会教育施設の休館等について」

1 休館する施設

県立博物館、県立美術館、県立県南青少年の家、県立陸中海岸青少年の家及び県立県北青少年の家

2 利用制限を設けて開館する施設

(1) 施設名

県立図書館

(2) 利用制限の内容

カウンターでの図書の貸出、返却のみとする。

(以下、略)

・令和2年4月20日付け管第23号「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための公の施設の対応について」

## 1 基本方針

(1) 屋内施設については、原則として利用休止とする。

(2) 屋外施設については、個別施設の設置形態等を踏まえ、感染拡大のリスクが高いと判断される場合は、利用休止や利用制限等の措置をとる。

(3) 利用休止等の期間は、国の緊急事態措置期間に併せて5月6日までとする。

なお、屋内施設であっても、個別施設の設置法令や実情に応じて、利用休止することが適当でない施設については、「三つの密」を徹底的に回避する対策を講じた上で、各施設所管部局の判断により対応するものとする。

・令和2年2月28日付け教生号外「新型コロナウイルス感染症対策のための県立社会教育施設における利用者受入休止について」

### 1 受入を休止する施設

県立県南青少年の家、県立陸中海岸青少年の家及び県立県北青少年の家

### 2 受入を休止する期間

令和2年3月3日（火）～令和2年3月31日（火）

なお、令和2年4月1日以降の対応については、別途検討する。

### 3 その他の社会教育施設の対応

県立図書館、県立美術館及び県立博物館については、引き続き、検討を進める。